

組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 4年 2月 10日

現資格者	住所 庄内町余目字上梵天塚15 氏名 最上 太郎 (印) 電話番号 43-2255
新資格者	住所 酒田市新堀字豊森100-5 フリガナ キョウデンガワ ジロウ 氏名 京田川 治郎 (印) 生年月日 TSH 40年 7月 22日 性別 男 女 電話番号 93-1234

最上川土地改良区
理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪の対象の土地(その1)

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000			1
〃	〃	〃	2	〃	〃	3,000			2
〃	〃	〃	3	〃	〃	2,500			3
〃	〃	〃	4	〃	〃	1,500			4
									5
									6
									7
									8
									9
									10
計						4 筆	8,000 m ²		

2. 資格得喪の原因 (□欄にチェックし、事由を○又は記入して下さい)

□所有権の移転(売買・相続・贈与・交換・その他)

原因 : 耕作権の移転(農地中間管理事業等・小作地の返還・交換・その他)

□その他 ()

受付	処理	確認